

約款変更の新旧対照表

<保護預り約款>

新文書	旧文書	差分
第 9 条 4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	第 9 条 4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	追加
1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面	1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面	追加
この約款は、2025年5月1日より適用させていただきます。	この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。	変更

<株式等振替決済口座管理約款>

新文書	旧文書	差分
第 27 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	第 27 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	追加
1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面	1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面	追加
この約款は、2025年5月1日より適用させていただきます。	この約款は、2022年9月1日より適用させていただきます。	変更

<投資信託受益権振替決済口座管理約款>

新文書	旧文書	差分
第 11 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	第 11 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	追加
1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面	1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面	追加
この約款は、2025年5月1日より適用させていただきます。	この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。	変更